

# 大阪府災害用備蓄物資更新計画

## 1 計画の目的

大阪府では、大阪府地域防災計画に基づき、大規模災害に備え、必要な物資について、府内3箇所の広域防災拠点等への備蓄を計画的に進めている。

平成27年12月に、大阪府と大阪府内市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に必要な備蓄物資の品目や量を定めた「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」をとりまとめた。

この備蓄方針に基づき、本府では災害用備蓄物資（以下、「備蓄物資」という）の購入・管理等を行っているが、備蓄物資のうち、食糧・水については、賞味・消費期限の到来により廃棄することのないよう、防災訓練をはじめとする府民等への防災啓発や防災教育等での活用に加え、府庁内の各部局等が実施する事業・イベント等での活用や、青少年健全育成事業等を実施している団体に配布すること等により、有効活用を図っている。

このたび、食糧・水以外の備蓄物資も含めた更新計画を新たに策定し、計画に基づき備蓄物資の管理を行うとともに、更新時の既存物資の有効活用についても関係機関等と調整の上、取り組みを進め、被災者の避難所生活におけるQOLの向上を図る。

## 2 大阪府における備蓄物資の状況

先に述べた「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」において、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時に必要な備蓄物資の種類とその備蓄目標数量について決定している。

備蓄物資の種類については、大阪府地域防災計画により重要品目と位置づけられている8品目に加え、東日本大震災において国が実際に支援した救援物資や、南海トラフ巨大地震の際に国が支援を想定している救援物資のうちから3品目を追加し、合計11品目としている。

また、備蓄目標数量については、大阪府と市町村でそれぞれ最大の避難所避難者数が見込まれる地震を想定災害として設定した上で、国の考え方なども踏まえ算出している。なお、大阪府においては、南海トラフ巨大地震を想定災害として設定している（想定避難所避難者数：880,942人）。

重点11品目と大阪府の必要備蓄数量

R3.9.30 現在値

品目	必要数量	備蓄数量	単位
食糧	1,100,000	1,106,500	食
高齢者食			
毛布(保温用資材)	880,942	880,800	枚
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	(粉ミルク換算で) 1,923,978	1,925,980 (ランニングストック)	グラム
哺乳瓶	3,900	3,900	本
乳児・小児用おむつ	264,283	264,952	枚
大人用おむつ	52,857	52,968	枚
簡易トイレ	8,810	1,556 (不足分は協定締結先より調達)	基
生理用品	257,676	1,391,656	枚
トイレットペーパー	9,910,602	9,916,800	メートル
マスク	1,321,413	1,875,350 (内1,000,000枚は寄附分)	枚

### 3 備蓄物資に係る更新期限の設定

都道府県・府内市町村・各製品メーカーに対する調査結果も参考にしつつ、大阪府における備蓄物資の基本的な更新方針については下記のとおりとする。

- 備蓄物資の更新期限は原則、メーカーの推奨使用期間（賞味期限を含む）とする。
- 真空パック等の処理が施された「防災用品」がある備蓄物資については、長期保存が可能であることに加え、コンパクトな仕様であり備蓄スペースの削減や物資の搬出入に係る迅速化・効率化に資することから「防災用品」を、防災用品がない備蓄物資については一般品をそれぞれ備蓄することとする。
- 目標備蓄数量から更新期限の年数を除した数を更新数量の目安とする。

※更新にあたっては、更新時の市場動向や現物の保管状況等を勘案し、その都度判断する。

品 目	1年あたりの更新数量（目安）	更新期限（目安）
食糧・高齢者食	—	賞味・消費期限
毛布（保温用資材）	88,095 枚	10 年（防災用品）
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	—	賞味・消費期限
哺乳瓶（吸い口含む）	780 個	5 年
乳児・小児用・大人用おむつ	31,715 枚	10 年（防災用品）
簡易トイレ（本体）	—	現物確認のうえ検討
簡易トイレ（排便セット）	116,700 セット	10 年
生理用品	25,768 枚	10 年（防災用品）
トイレットペーパー	991,061m	10 年（防災用品）
マスク	440,471 枚	3 年

## 4 更新期限設定後の備蓄物資の有効活用及び廃棄について

今回、新たに更新期限を設定した備蓄物資については、本計画に基づき、有効活用を行っていく。

なお、原則、有効活用を行った上で、引き取り手が無い、衛生的に懸念が持たれるなど配布が困難な物資については、やむをえず廃棄を行うものとする。

### ○提供の対象

- ・大阪府各部局
- ・大阪府警本部
- ・府内の市町村
- ・公的な活動を行っている団体等
- ・公募による活用希望事業者 など

### ○提供の要件

- (1) 一般府民に対する防災・危機管理啓発推進に資すると認められるもの
  - ア 防災訓練等の防災・危機管理関連事業
  - イ 青少年健全育成事業
  - ウ スポーツ振興事業
  - エ 生涯学習事業
  - オ 地域福祉関連事業 など
- (2) 学校等教育機関における防災・危機管理教育の推進に資すると認められるもの
  - ア 小学校・中学校・高等学校における授業
  - イ 学校給食
  - ウ 学校行事
  - エ PTA活動
- (3) 緊急消防援助隊大阪府大隊が他府県等へ応援出動する場合
- (4) 福祉の推進に資すると認められる場合
- (5) 緊急事態・事故等が発生し、他府県等から援助を求められた場合
- (6) その他、大阪府危機管理室災害対策課長が特に必要と認める場合